

プラユ・ワン

求人広告掲載基準

ヒューマンリンクス 審査室

2016年2月改正

総 則

- ①求人広告は真実を伝えるものでなければならない。
- ②求人広告は関係諸法規に抵触又は違反するものであってはならない。
- ③求人広告は誌(紙)面の品位を損なうものであってはならない。
- ④求人広告は読者及び企業相互の利益に反するものであってはならない。
- ⑤求人広告は誌(紙)の編集方針に反するものであってはならない。

求人広告として掲載されるもの

A. 求人広告に掲載されるものは次に掲げるものとし、それぞれに明確な区分、表示をして掲載しなければならない。

- ①通常の雇用関係となる人事募集。
- ②労働者派遣事業による派遣労働者の募集。
- ③有料職業紹介事業の求職者の募集。
- ④代理店、業務委託等に関する募集。

掲載明示項目

A. 本誌(紙)に掲載される求人広告は、以下に掲げる項目を全て明示しなければならない。

- ①当該求人広告における雇用主の住所、氏名(社名)連絡先(電話番号)を必ず明示する。
 - ア. 掲載は原則として雇用主名で行う(有料職業紹介のみ例外となる)
 - イ. 社会的に周知されている場合の他は略称等による表示は認めない。
 - ウ. 連絡先が私書箱、ホテル気付、貸しデスク又はこれと同類と判断されるものは認めない。
 - エ. 架空の事業所名、及び営業事業形態が不明確なものは認めない。
 - オ. 携帯(移動)電話及びIP電話番号のみのものは認めない。
- ②当該求人広告における雇用主の事業内容を必ず明示する。
 - ア. 表示に当たっては、具体的かつ明確な表現で一般的に周知される字句を用いる。
 - イ. 取扱い商品等又は一般的に認知された固有名詞による表示を認める事もある。
 - ウ. 現状を誤認させる恐れのある過大な修飾は認めない。

B. 当該求人広告における募集職種を必ず明示する。

- ①なじみの無い表現の職種については、平易な説明を付記する。
- ②特定の企業においてのみ使用される表現は職種とは認めない。

C. 当該求人広告における採用予定者の雇用形態及び仕事内容を必ず明示する。

- ①架空の雇用形態については認めない。
- ②仕事内容は平易な語句を用い具体的に説明する。

D. 当該求人広告における応募資格を明確にする。

- ①経験の有無、必要な取得資格、免許等。(年齢は関係諸法規を遵守)
資格が必要な職務に関してはその資格名を募集広告に記載する。
- ②就職差別にあたる表現はできない。

E. 当該求人広告における採用予定者の就業時間帯を明確にする。

- ①明らかに労働基準法、他諸法規に抵触すると判断される場合は認めない。
- ②休日についてもこれを明記する。

F. 賃金(本項については別に規定する→P5)

G. 当該求人広告における採用予定者の就業地(先)を明記する。

H. 当該求人広告における採用予定者の社会保険、労働保険またはそれに類する保険等の適用の有無を明記する。

I. 当該求人広告における応募方法を明記する。

- ①わかりやすい表現を用いる。
- ②正当な理由がなく応募を拒絶する表現は認めない。
- ③いかなる名目においても出資、財物の提供を要求するものは認めない。

J. 以下は必要に応じて的確な表現にて明示することが望ましい。

①待遇

- ア. 昇給、賞与等は実績のみの表示とする。
- イ. 退職金、積立金については制度のみの表示とする。
- ウ. 前借金、入社祝金等労働を担保とする金員の支給と思われるものは明確な仕組みが確定していないければ掲載できない。
- エ. その他手当、優遇制度、研修旅行等は実績及び妥当性が認められなければ掲載できない。

②事業所概要

- ア. 現状においてのみ記載することができる。ただし新規出店、新規増資等が近い将来に見込まれる場合(日程が確定している場合)これを表示することができる。

③見出し表現、キャッチフレーズ、コピー

- ア. 事実を誤認させる恐れのある表現はできない。
- イ. 根拠の無い収入例をキャッチフレーズとしては表現できない。
- ウ. 根拠の乏しい誇大な表現(例:業界一、ナンバーワン等)の表現はできない。

K. 広告レイアウト及びビジュアルの使用

- ア. ビジュアル(写真・イラスト、カット絵等)は1/9 枠(B)以上から使用可とする。
- イ. ビジュアルの使用は広告枠の50%以下とする。
- ウ. スミベタ、アミ等の使用は広告枠の30%以下とする。

L. 使用枠の制限

- ア. 1顧客に付き全体で4頁までとする。
- イ. カラーページは1顧客に付き全体で2頁までとする。

M. WEB サイトへの誘導文

- ア. 本誌で掲載している案件以外の求人情報を、Web で紹介する趣旨のコメントは掲載不可。
- イ. URL そのものを紹介するコメントは掲載可能。

賃金表示規定

- A. 原則的に固定給(基本給+恒常的な手当)の金額表示にて行う。
 - ①固定給が資格条件(年齢、経験、家族構成等)により幅がある場合は、その最低額との根拠を併記するよう努める。
 - ②基本的には最低額の明示を義務付ける。
 - ③賃金額の表示にあたっては、その就労者の雇用単位に添った形で行う。
 - *就労日数に依り変動する場合は月額表示はできない。

- B. 見込収入額の表示を行う場合は、固定給とその差額の根拠を併記した上で「可能」の表現を付記する。
 - ①保証、確実の旨の表現、表示はできない。又、見込収入額のみでの表示はできない。
 - ②収入額の表示にあたっては必ず「収入」の項目を設ける。
 - ③固定給を含まない収入額のみでの表示を行う場合は「報酬」の項目を設けた上で「完全歩合制」「フルコミッション制」の表現を付記する。(業務委託員の項目参照)
 - ④社員平均給与に実例のみでの表示はできない。固定給の最低額と根拠を付記する。
 - ⑤タクシー業等に対してのみ、見込収入額による表示を認めることがある。

- C. 最低賃金法に反してはならない。
 - ①就労時間等を考慮し、適切なものでない時は掲載できない。
 - ②現物給与又は就業規則適用内と考えられる諸経費を含むことがある。

D. 将来を確約した表示は出来ない。但し、試用期間に関する表現は可。

① 試採用期間に於いて、賃金額形態が異なるときはその旨を明記する。

なお、試採用期間は6ヶ月を超えてはならない。

② 初任固定給制の表示をする際は、その適用期間とその後の形態を明示する。(業務委託員への異動が含まれる場合は、社員の雇用形態は表示できない)

E. 社会通念上、誇大と思われる表示はできない。

① 根拠の明示に努める。

② 賃金支払台帳の提出を求めることがある。

業務委託員及び請負募集広告の取扱い

A. 社会的な妥当性に欠くものについては掲載できない。

B. 掲載にあたっては一般の人事募集と同様に必須項目を網羅すること。
但し、以下に示した条件を追加する。

<雇用形態>

1. 正社員、パート・アルバイト、従業員の表現はできない。
業務委託及び請負の旨を明記すること。

<賃 金>

1. 報酬の項目を設けて表示する。
出来高・請負・歩合制の旨を明記する。
2. 固定的な手当についても「固定報酬」との表現が望ましい。

<時 間>

1. 時間拘束とみられる表現はできない。
2. 活動時間表示の際は、実態に添ったものであること。

<そ の 他>

1. 出資を条件としたものは掲載できない。
2. 通念上、誇大と思われる金額表示はできない。

勤務地が北海道外の期間社員・季節社員の募集広告

A. 本州方面、特に製造業務に携わる労働者の募集広告の取扱いに際しては実態を確認の上、関連諸法規に反しない事。応募者の不利益になりえない事を明らかにしなければ掲載できない。

1. 実態を明確にするための必要書類

- ア. 雇用主である事業所の会社登記簿等。
- イ. 雇用主、就労先、各事業所の関係を示すもの(業務請負契約書等)
- ウ. 雇用主である事業所の当該職種、勤務先における賃金支払台帳
- エ. 雇用主である事業所が、雇用保険適用事業所である事を示すもの。

2. 原稿制作上の注意

- ア. 雇用形態/期間・季節社員とする。
- イ. 勤務形態/勤務時間(昼、夜勤の割合・実働時間)休日(稼働日数)の明示。
- ウ. 賃金/基本給を時給又は定時の日給にて表示する。
月収例表示の場合はその根拠を明らかにする。
- エ. 待遇/赴任旅費・功労金については、受給資格を明らかにする。
手当の額は必ず名目を付記すること。
*仮払表現は不可。
- オ. 勤務先/原則として、市町村表示とする。
- カ. その他/赴任旅費の有無を明示する。
(6ヶ月未満については特に注意を要する)

芸能家・モデル・俳優・歌手・劇団員の募集広告

- 有料職業紹介所の場合は許可番号を併記して掲載する。モデルについては着衣モデルである事。又15歳未満の子役の募集は掲載できない。
- イベント企画・プロダクション等の場合
 1. イベント、CM、映画、舞台等に於いて出演又は接客を行う者についての募集広告は、原稿内でその事業が特定できるものに限り掲載する。また、企画書を含む内容確認書をもって事前審査を行う。
 2. 登録制又はそれに準ずる表現は出来ない。
 3. 常勤となる労働者の募集及び出演、接客を伴わない職種については本項の規定に依らないこともある。
 4. 事業の目的、実情が本誌の編集方針にふさわしくないものは掲載できない。

コンパニオンの募集広告

1. 特定のイベントに関わる「イベントコンパニオン」のみ掲載できる。その場合は前項の規定に添って行う。
2. レジャーコンパニオン・パーティコンパニオン・お座敷コンパニオンについては実績、実態を把握考慮の上、掲載できる。
*宴会代理業・飲食店への案内・観光ガイド等についても本項の規定による。

添乗員・ガイド・旅行代理店の募集広告

1. 運輸大臣又は都道府県知事の登録業者である事を確認して掲載する。
2. 労働者派遣事業として許可又は届出を済ませた会社で、相応の実績を有する場合のみ掲載する。

金融業を営む事業所の募集広告

1. 都道府県知事又は大蔵省財務局の登録業者である事を確認して掲載する。
 - * 消費者とのトラブルが多い事業所は掲載しない。
 - * 申請中の事業所については掲載を保留する。

商品先物取引業者の募集広告

1. 国内商品先物取引業者については、担当取引所による広告承認番号を明記して掲載する。(別事業部門についてはその必要はない)
2. 海外商品先物取引業者・個人からの募集広告は全て掲載できない。
 - * 消費者とのトラブルが多い事業所からの募集広告は掲載できない。

調査会社及び興信所

1. 企業の信用調査・世論調査・市場調査を行う事業所に限り掲載する。
2. 身上・思想・素行・結婚・その他プライバシーの侵害につながる恐れのある調査を行う事業所の募集広告は掲載できない。
 - * 会社案内・登記簿・内容確認書にて審査する。

合同募集について

1. 密接な資本関係で結ばれている場合又は同一経営者(社)に依るものであると確認された場合を除き、同一広告枠における複数の事業所の募集は出来ない。
2. 同一名のチェーン店、フランチャイズ同士の合同募集もこれに準ずる。但し、応募先は別々に設け、複数の事業所の募集であることを明らかにした場合のみ掲載可。

訪問販売・教育・レジャー会員券(権)販売

下記の書類の提出を求める場合がある

<提出書類>

会社登記簿 商品パンフレット 給与規定	} 最低条件	貸金支払台帳 就業規則	} 最低条件
---------------------------	--------	----------------	--------

<掲載基準>

- * 過去に読者又は消費者トラブルの無い事業所。

<原稿上の注意>

- * 職 種/わかり易く一般的な表現をもって行う。特定の事業所にのみ通用する表現は不可(教育アドバイザー、システムアドバイザー等何れも不可)
- * 雇用形態/職種毎に明示する。複数の雇用形態が存在する場合は全てを明示する。
- * 人 員/募集職種及び雇用形態毎に明示すること。
- * 賃 金/固定給と実績給の内訳を明示する、初任固定給制度の表現をする場合は、その適用期間と期限後の雇用賃金形態を明示する。
- * 事業内容/〇〇の販売、という表現にて行う。実情を誤認させる恐れのある修飾語、ビジュアル、文章、字句の使用はできない。
- * そ の 他/資本提携の相手先、会社概要等の表示についても、事業内容に準じて扱う。研修旅行その他の制度については実績を確認して掲載する。

風俗営業・風俗関連営業・深夜飲食店

＜対象＞ パチンコ店を除く下記の業種・店

1. 掲載にあたっては勤務先となる店名・住所を必ず明示する。その場合、店の実態を明らかにすること。
 - * 勤務先が当社の営業エリア外になるものについては掲載できない。
 - * 専ら性的な好奇心をそそる業態のもの。
 - * 掲載基準は営業中の店舗に限る事を原則とする。開店前の募集については以下の要領にて行うこと。
- 深夜飲食店／オーナーが当社に対して実績を有する場合のみ掲載可。但し、開店予定日・実態・営業地(ビル名迄)を明示すること。*店名が未定の場合は個人名にて掲載すること。
- 風俗営業店／掲載できない。但し、オーナーが実績を有し開店後の営業形態が一般に広く認知されていると判断される場合、掲載を認める事がある。

＜原稿上の注意＞

- * 職種／従事する内容を具体的に表示すること。
 - * その他／深夜交通費と日給を合計した額の表示はできない。
マーク、写真、字句等で本誌の編集方針に不適切な表現は出来ない。海外旅行、その他諸制度に関しては実績を有する場合のみ掲載する。
2. 掲載不可業種・職種を兼業する恐れのあるものについては掲載できない

掲載不可業種・事業所

1. 出張、派遣ヘルス・ヌード劇場・ソープランド・ファッションマッサージ・ピンクサロン・キャバレー・メンズエステ等、ピンク産業・他 SEX 産業全般。
2. 暴利バー・キャッチバー等営業形態が悪質な事業所等。
3. 露出度過剰なサービスを提供、又は性の倒錯を肯定する業種、事業所等。
4. 男女の交際に関する業種又は事業所等。
5. 政治・思想・宗教団体及びそれに準ずる事業所等。
6. 暴力団が介在している事業所等。
7. 読者トラブルが絶えない事業所等。
8. 社会的に詐欺・悪徳商法とみなされる事業所等。
9. 応募又は採用時に財物又は出資を要求する事業所等。
10. 事業内容が関係諸法規に違反する事業所等。
11. 当社がトラブルに巻き込まれる恐れのある事業所等。
12. ストライキ又はロックアウトが行われている事が明白、又はその恐れが強い旨の判断が示された事業所。
13. 本掲載規定に於いて、掲載不可とされた業種・事業所等。
14. その他当社が掲載不相当と判断した事業所及び前号に該当しない迄もその恐れのあるもの。

募集広告として掲載できないもの

1. 満 15 歳未満の児童を募集するもの。
2. 出資を条件又は前提とした募集広告。
3. 入社時又は面接時の恩典を表示した募集広告。
4. 募集の内容が関係諸法規に抵触する募集広告。
5. 募集内容が差別につながり、或いは公序良俗に反するもの。
6. 本掲載規定に於て、掲載できないとされたもの。
7. その他当社が掲載不相当と判断したもの、及び前号何れかに該当しない迄もその恐れのあるもの。